

はじめに

モータースポーツをいちばん身近に感じることでできるものが「KART」です。

耐久レース出場にあたり、心身ともに健康で、楽しむことができ、相手を尊重する心を持った方ならどなたでも出場できます。

勝っても、負けても「サーキットあづみ野」のルールの下、耐久レースを思う存分満喫してください。

2016年特別規則

今シーズンより、レンタルカート車両を変更いたします。

車両はBirel N35 レンタル専用カートとなります。

今シーズンは、初心者の方もできるだけ楽しんで頂けるように色々な企画を盛り込みましたが

ルールが多少複雑になっております。

車両変更に伴いルールはシーズン中にも随時見直していく場合がございます。

ベテラン・初心者共に楽しめる耐久レースになるよう、ご協力ください。

5月14日改定

チーム平均体重により、ピット回数追加されていましたが、5月のレースより、ウェイトを搭載するようになります。

章 総 則

第1条 競技会の名称

サーキットあづみ野レンタルカート2時間耐久カートレース
最終戦のみ「4時間耐久レース」

第2条 競技種目

レンタルカートによる2時間耐久レース

第3条 競技会の格式

特になし

第4条 開催場所、受付場所及び日程

(1) サーキットあづみ野

長野県北安曇郡池田町大字広津 4108

TEL 0261-62-0245 FAX(本社) 0263-46-4251

E-mail kart@circuit-azumino.com

URL www.circuit-azumino.com

(2) レンタル2時間耐久レース日程

○第1戦 4月24日(日)

○第5戦 8月28日(日)

○第2戦 5月29日(日)

○第6戦 9月25日(日)

○第3戦 6月26日(日)

○第7戦 10月23日(日)

○第4戦 7月24日(日)

第2章 参加申し込み

第5条 参加資格

- 1チーム2人以上で健康な方。
- 18歳未満は親権者の同意を持って受付とする。
- カートレースを純粋に楽しむことができる方。
- ★相手に迷惑をかけない。★決して怒らない★悪口を言わないことができる方
- モータースポーツの危険性を理解し、当コースの保険条件に同意いただける方

第6条 参加料

- 1チーム ¥26,000-
- 最終第8戦(4時間耐久)の料金は¥55,000-とする。
- 各自、別途傷害保険等に入ることを強く推奨する。

第7条 参加定員

- (1) 参加受付台数は最大14チームとする。(状況により台数は変動する場合がある)
- (2) 先着順にて満車になり次第エントリーを締め切る場合がある。
エントリー締め切り時点で、参加台数が3台未満の場合は、開催しない。

第8条 参加申し込み及び受付期間

- (1) 競技会開催月の1日から、大会開催日1週間前の日曜日までとする。
- (2) ホームページからのEメールでのエントリー、もしくはFAXでエントリーすること。
- (3) 申し込み必要事項
代表者の連絡先・チーム名・Eメールアドレス・出場者名簿を記入すること。

第9条 参加の受理と参加拒否

- (1) 参加申し込み者に対して大会事務局より参加受理又は参加拒否が5日前までに郵送で通知される。
- (2) 参加申し込み後、参加を取り消す申込者は、締め切り以降の場合はエントリー費の半額、レース日3日前(金曜日)以降の場合はエントリー費全額をキャンセル料金として支払いする。
- (3) 参加料及びキャンセル料は代表者が責任を持って支払いする。
- (4) レース参加者はエントリー後、当日まで通常レンタルカート料金¥2200のところ、¥1200で走行出来る。(姉妹店F-1パークでも走行可能)
- (5) サーキットあづみ野をレンタル走行する場合、平日は予約制、土日祝祭日は走行時間が規制される。

第10条 タイムテーブル

当日の進行	(スケジュール予定)
9:30~10:00	受け付け
10:00~10:20	ドライバーズミーティング
10:30~10:50	公式練習
11:10~11:30	タイムトライアル
11:45~	耐久レーススタート
13:45~	フィニッシュ予定

第3章 参加車両規定

第11条 レンタルカート

- (1) 主催側の用意したレンタルカートを使用する。
- (2) 車両に対して、一切改造、メンテナンスをしてはならない。但しシートへのガムテープ等での、スポンジの取り付けは許可する。走行後は取り付け前の状態に戻す事。
- (3) 車両に対して、一切・抗議は受け付けない。
- (4) 当日使用する車両の破損に関してはチーム単位で賠償すること。自分の車両と思い大切に使用すること。破損の度合いにより、修理、部品交換が必要と思われる車両は実費負担となる場合がある。

第4章 競技に関する事項

第12条 レース

- (1) 競技規則等はあづみ野チャレンジカップに準ずる。
- (2) 競技用旗、全てを使用し競技を行う。FIAモータースポーツでの使用旗を使用する。
- (3) 車両選択制を行う事とする。
 - ① 受付時に抽選にて、練習走行車両を決める。
 - ② 練習走行終了後、シリーズポイントが下位のチームからタイムトライアル、レースで使用する車両を選ぶ。
 - ③ 第1戦は各チームシリーズポイントが無い場合、前年度を参考にする。
- (4) ピットイン回数は基本7回を義務とする。但しペナルティー、ハンディ等で増減する場合がある。

◇ピットインは次のように行う。

 - ① 各チームの判断でピットインをする。
 - ② ドライバーは車両より降りてピット札が有る所まで行き、自分の車両番号と同じ番号札を取る。
 - ③ 番号札を持って車両に戻り、次の交代ドライバーにタッチをする。タッチした時点で、再スタートすること。(交代ドライバーは乗車した状態で待機しても良い)

※チームにペナルティーがあった場合はペナルティカードを持って、指定の場所にてペナルティーを受けること。
- (5) ピットイン、ピットアウト時ピットロード走行速度制限がある。 固定された速度センサーの他、スピードガンにてランダムに計測を行う。

◇ピットイン・ピットアウトでの制限速度 30km 未満
(0km～19km ブルー 20km～29km イエロー 30km 以上 赤点滅)

 - (6) ピットロードスピード違反は10秒停止のペナルティーになる。
 - (7) イエローフラッグ無視 ペナルティー 10秒
 - (8) 危険行為他 ペナルティー 10秒
 - (9) 白黒旗は、累積2回で10秒ペナルティーを課す。
 - (10) ペナルティーはコントロールタワー前にて行う。
 - (11) 雨具は持参する事。また乗車時に必要な長袖、長ズボン、スニーカー、ヘルメット等は各自用意すること。できるだけレーシングスーツが望ましい。
 - (12) 第2戦より、前戦の入賞チームには、ハンディを課すこととする。優勝チームは3回のピット回数ハンディ、準優勝チームは2回のピット回数ハンディ、第3位のチームは1回のピット回数ハンディを与える。
ハンディを含めたピット交代は2時間のレース中に規定回数を必ず行うこと。行わない場合は1回につき1週の減算とする。
 - (13) 2015年度、及び2016年度のレンタル2時間、4時間耐久レースにおいて、入賞(上位3位以内)したことの無いチームには、ボーナスポイント5周加算を与える。尚、チームのドライバーの中に一人でも入賞経験のある者がいる場合は、

対象外とする。尚、参加者は5周加算を拒否することができる。

(14) チーム平均体重(走行時)によって下記のウェイトハンディを加える。

①練習走行は各車両ウェイト無しで行い、車両再抽選後、タイムトライアル前にウェイトを搭載する。

65キロ以上 =ウェイト無し

62.5キロ～64.9キロ=ウェイト1枚(2.5kg)

60キロ～62.4キロ =ウェイト2枚(5kg)

以降2.5キロごとにウェイト1枚ずつ追加されていく。

②走行時の装備を含む(ヘルメット、スーツ、リブプロテクター等)

走行に必要なではない装備の着用は認めない。必要な装備であるかどうかは、主催者が判断する。

③体重測定時に不正がないようボディチェックを行う。不正があった場合はペナルティーを与える場合がある。

その際非合法な部分が有りながらも、なお主催者に発見されなかったとしても、承認を意味するものではなくレース中、および終了後にそれに対する疑義が生じた場合はペナルティーを受ける場合がある。

(15) 一人当たりの責任走行時間を下記のようにする。

120分÷チームの登録ドライバー数×70%(小数点以下は繰り上げ)分単位での計算とする。

責任走行時間は運営側で管理する。管理のしかたはレース前に発表する。

ドライバー交代後、ピットライン通過の時間を交代の時間の目安とする。

決勝レース残り10分の時点で責任時間を満たしていないチームを発表する。尚、一人当たりの時間の詳細については発表しない。

責任走行時間を満たさなかったチームは、何らかのペナルティーを与える。

(16) 以下のペナルティーを対象となる行為、反則に対して選択して与える。

10秒ストップ&ゴーペナルティ

1周減算

複数周回減算

第13条 完走

規定周回数の1/2以上を完走し、かつチェッカーを受けなければならない。

第14条 順位の設定

(1) レースの順位は次の順序により、周回数の多い順に決定される。

1 チェッカーを受けた完走者(規定周回数の1/2以上を完了。チェッカーを受けた者)

2 チェッカーを受けない未完走者(規定周回数の1/2以上を完了。チェッカーを受け無かった者)

(2) 未完走者(チェッカーに関わらず、規定周回数の1/2以上を走行していない者)

(3) 同周回の場合は、その周回を先に完了した者を優先する。

第15条 成績決定及び賞典

(1) 決勝レースの順位により決定する。

(2) 賞典は、3位までのチームに対して行われる。

(3) 内容は、以下の通りとする。

1位～3位 メダル、シャンパンファイト

(4) 賞典の対象者は決勝レース完走者に限る。

(5) 年間のシリーズポイントによりシリーズチャンピオンを決定してシリーズ表彰する。ポイントは下記の通りとする。

最終戦(4時間耐久)には1.5倍のポイントが加算される。

同ポイントの場合は、上位入賞回数が多い者、次に出場回数の多い順に決定される。

- (6) シリーズ賞典はシリーズチャンピオンには最大10万円、シリーズ第2位には最大3万円、シリーズ第3位には最大1万円を進呈する。シリーズ全8戦中で年間総参加チーム数が50台未満の場合には賞典が制限される。
- (7) シリーズポイントは全戦有効とする。

シリーズポイント一覧

優勝=20 2位=18 3位=16 4位=14 5位=12 6位=10
7位=9 8位=8 9位=7 10位=6 11位=5 12位=4
13位=3 14位=2 15位=1

ポイントは決勝ヒート完走者以外にも全参加チームに与えられる。

第5章 その他一般事項

第16条 損害の補償

- (1) 参加者は参加車両及びその付属品並びにレース場の施設、機材、器具に対する補償の責任を負うものとする。
- (2) ドライバー、ピットクルーはコース所有者、オーガナイザー及び大会役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承してはならない。

第17条 誓約書の署名

エントラント、ドライバー、ピットクルーは参加申し込み用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければならない。

第18条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは次の権限を有するものとする。

- (1) 参加申し込みの受付に際してその理由を示すことなく参加者、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- (2) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
- (3) 全ての参加者、ドライバー、ピットクルー、及びその参加車両の音声、写真、映像等、報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することが出来る。

第19条 保険

保険金支払い

オーガナイザーの付保する保険金額は被保険者1名につき下記の通りとする。

保険適応の額は、医療費・慰謝料など全てを補填するものではなく、見舞金として支払われる。

参加者は競技に適応される保険を個人で入ることを強く推奨する。

保険事項は、「委託保険会社の約款」に順ずる。

ドライバー保険金額

死亡保険金 保険金額（最高額） ¥ 1, 000, 000 -

後遺障害保険 保険金額（最高額） ¥ 1, 000, 000 -

医療保険金

障害の結果として平常業務に支障をきたし、なおかつ医師の治療を要するときに支払われる保険金で1日につき入院の場合、最高 ¥ 1, 000 - が支払われる。

1. スポーツ安全保険

サーキットあづみ野ではスポーツ安全保険への加入をお薦めしています。

対象となる事故

被保険者がサーキットあづみ野走行中(ミニバイク・カート)または往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害(日射・熱中病及び細菌性・ウィルス性食中毒を含む)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。

保険加入募集期間

随時加入可 3月中に申し込みすれば一年間加入できます。途中加入でも金額は変わりません。

※加入申請から、保険が適用となるまで約1週間かかります。

保険期間

4月1日午前0時～3月31日午後11時59分まで。

期間途中からの申し込みでも、料金は一律となります。

加入区分	保険料合計	傷害保険金額			
		死亡補償	後遺障害(最高)	入院(一日)	通院(一日)
大人 (高校生以上)	2400円	2000万円	3000万円	4000円	1500円
子ども (15歳以下)	2400円	2000万円	3000万円	4000円	1500円

スポーツ安全保険詳細について <http://www.sportsanzen.org/hoken/hoken1.html>

2. 保険金支払い

オーガナイザーの付保する保険金額は被保険者1名につき下記の通りとする。

ドライバー保険金額 普通条件 1,000,000-

ピットクルー保険金額 普通条件 1,000,000-

- (1) 死亡保険金 事故日から180日以内に死亡した場合の保険金額(普通条件)
- (2) 後遺障害保険 事故日から180日以内に身体の一部を無くす、もしくはその機能を無くした場合は、その程度に応じて保険金額(普通条件)が規定の割合で支払われる。
- (3) 医療保険金
傷害の結果として平常業務に支障を来し、なおかつ医師の治療を要するときに支払われる保険金で、平常の業務に従事できるようになるまで1日につき入院の場合1,000円が支払われる。

以上